

# 警察活動の支え

## 第6章

CHAPTER 6



# 第1節

## 警察の基盤

### 1 警察の体制

#### (1) 定員

平成24年度の警察職員の定員は総数29万3,459人であり、このうち7,736人が警察庁の定員、28万5,723人が都道府県警察の定員である。

表6-1 警察職員の定員(平成24年度)

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員(人)	2,070	892	4,774	7,736	628	256,739	257,367	28,356	285,723	293,459

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については平成24年4月6日現在の条例で定める定員である。

#### (2) 警察力強化のための取組

地方警察官<sup>(注1)</sup>については、平成13年度から23年度までの間に合計2万7,640人の増員を行ってきたところ、刑法犯認知件数が15年以降9年連続して減少するなど、地方警察官の増員は他の諸施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかしながら、刑法犯認知件数は、治安が良好であると考えられていた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあるほか、犯罪のグローバル化、サイバー犯罪の増加等の新たな治安の脅威に直面するなど、犯罪情勢は依然として厳しく、引き続き、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要がある。そのため、警察としては大量退職期が到来していることを踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、厳しい治安情勢に的確に対応することとしている。

##### ① 地方警察官の増員

24年度には、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化及び原子力関連施設における警戒警備体制の強化を図るため、地方警察官626人の増員を行った<sup>(注2)</sup>。

図6-1 地方警察官の退職者数の推移と退職者予測(平成8~27年度)

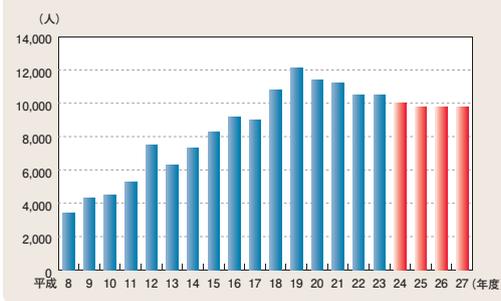


図6-2 警察官採用試験実施状況(平成14~23年度)



注1：地方警務官を除く都道府県警察の警察官

2：警察官一人当たりの負担人口は、平成12年度(増員前)の557人から、24年度(増員後)は502人(人口は23年3月31日現在(ただし、岩手県、宮城県及び福島県については22年3月31日現在)の住民基本台帳による。)となった。

## ② 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能等を若手警察職員に伝承している。

### コラム ① 伝承

警視庁刑事部鑑識課課長代理 青木博 警視  
(警察庁指定広域技能指導官、再任用)

現場から苦労して検出した1センチ角の指紋が容疑者の指紋に符合し、これが端緒となって事件が解決したときの達成感は、何物にも代え難いものがあります。警察鑑識は、私にとって天職です。若い頃は、いつも鑑識のことを考え、週末ごとに図書館で鑑識に関する文献を読んでいました。これまで、タイ等海外で鑑識の技術指導をする機会にも恵まれました。

指紋が犯行現場に残っていたとしても、これを的確に検出できるかどうかは職員の知識や技術に左右されますが、指紋の知識や技術は奥が深く、簡単に身につけることができません。そこで、これを若い警察官に伝承することが私の使命と考え、再任用を希望しました。私は、若い警察官が理解しやすいように、実際にやってみせることで実践的に鑑識の基本を教えています。私がこれまで培ってきた知識や技術が彼らに伝わり、将来、的確に指紋を検出することができるプロに成長してくれることを願っています。



## ③ 警察力の質的強化

情報通信技術 (IT) の活用による業務の省力化・効率化等により、限られた人的資源を一層有効に活用している。

## ④ 優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間の就職サイトを通じた情報提供等を行い、都道府県警察の採用募集活動を強力に支援している。



警察庁ウェブサイト (都道府県警察採用コンテンツ)

## (3) 精強な第一線警察の構築

近年、警察官に対する公務執行妨害事件が多数発生するなど、その職務執行を取り巻く環境が悪化しているとともに、最近の地方警察官の退職者数及び採用者数の増加に伴い、警察組織の人的構成が大きく変化しつつあり、これに伴う現場執行力の低下が懸念されている。

このため、これらの影響が最も懸念される地域警察部門を中心として精強な第一線警察を構築するため、各都道府県警察において、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」を策定し、幹部の指揮能力の強化、若手警察官の早期戦力化、初動警察の要である通信指令の刷新強化等の各種施策を推進している。

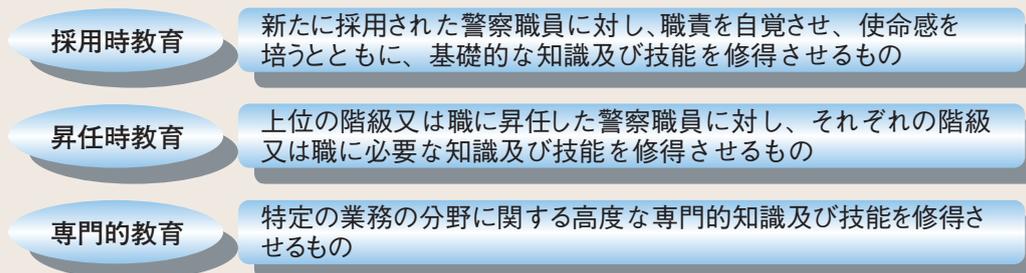
## (4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

### ① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。

図6-3 警察学校における教育訓練体系



### ② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

### ③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター<sup>(注)</sup>等による拳銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



映像射撃シミュレーター



実践的な総合訓練

## (5) 警察官の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。

平成23年中には、東日本大震災において、住民の避難誘導等の災害警備活動中に被災した警察官が殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察官又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、果敢な職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

## 2 警察の予算と装備

### (1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。平成23年度警察庁予算では、東日本大震災の発生に伴い、補正予算において災害警備活動に要する経費等を措置した。

23年度の国民一人当たりの警察予算は約2万8,000円であった。

#### ① 警察庁予算

##### 23年度当初予算

- ・総額 2,451億4,000万円
- ・前年度比 254億4,000万円(9.4%)減少
- ・国の基礎的財政収支対象経費(※)総額の0.3%

治安水準の更なる向上のための総合対策の推進、組織犯罪対策の推進に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの

##### 23年度補正予算

- ・補正予算(第1号)総額 219億9,900万円
- ・補正予算(第3号)総額 467億5,300万円

東日本大震災の発生に伴い、災害警備活動に要する経費、被災地の安全確保に要する経費等を措置

- ・補正予算(第4号)総額 8億800万円

サイバー空間の安全確保の推進、大規模災害の発生を踏まえた警察情報通信基盤の整備充実に要する経費を措置

#### ② 都道府県警察予算(※)

- ・総額 3兆2,808億1,900万円
- ・前年度比 17億2,700万円(0.1%)増
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.1%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

図6-4 警察庁予算(平成23年度最終補正後)

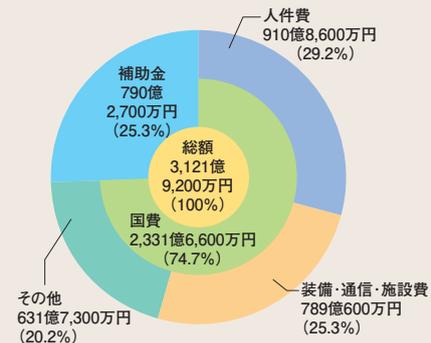
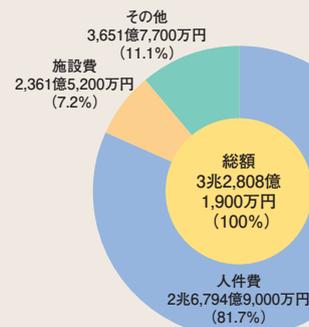


図6-5 都道府県警察予算(平成23年度最終補正後)



### (2) 警察の装備

#### ① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,000台整備されている。

平成23年度は、東日本大震災の被災地で活動するための車両を増強した。

#### ② 装備品の整備と開発改善

23年度は、東日本大震災の発生に伴う災害警備活動に必要な装備品のほか、銃器使用犯罪対策、暴力団犯罪対策等のための装備品を整備した。

また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、業務の効率化と高度化を図っている。



被災地で活動するパトカー

### 3 警察の情報通信

警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

#### (1) 警察活動を支える警察情報通信

##### ① 危機管理を支える警察情報通信

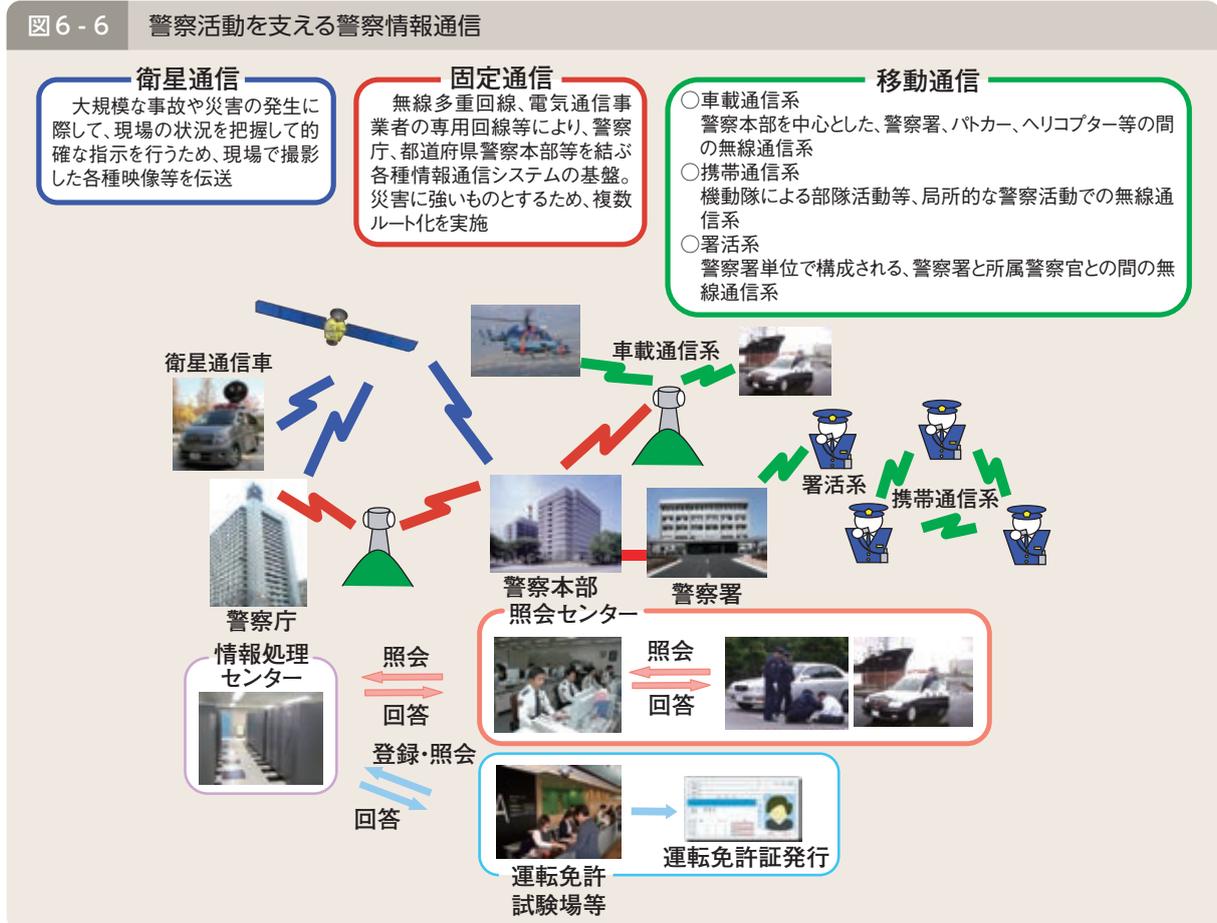
警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

##### ② 警察情報管理システム

警察では、盗難車両、行方不明者等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを構築している。

図6-6 警察活動を支える警察情報通信



## (2) 機動警察通信隊の活動

機動警察通信隊は、各都道府県情報通信部等<sup>(注)</sup>に設置されており、事件、事故又は災害の発生時や警衛・警護警備の実施時に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡が円滑に行われるよう、情報通信対策を行っている。

具体的には、

- ・衛星通信車、ヘリコプターテレビシステム等を活用して警察本部等に現場の映像を伝送する
- ・現場の状況に応じて、臨時の無線中継所を設置・運用して、無線の不感地帯対策を実施する

などの対策を講じ、現場の警察活動の基盤となる通信を確保している。

平成23年中には、東日本大震災、台風第12号における豪雨災害の発生時や第4回日中韓サミット等の開催に伴う警護警備を始めとして数多くの事案に出動した。また、ストーカー事案や窃盗事案等にも出動し、被害者宅にテレビカメラを設置するなどの情報通信対策を実施して、犯罪者の検挙及び国民の安全・安心の確保に貢献している。



衛星通信車



ヘリコプターテレビシステム

### コラム ② 国際機動警察通信要員の活動

我が国の国際緊急援助活動に必要な通信を確保するために、警察庁では12年1月から、警察通信職員の中から国際機動警察通信要員をあらかじめ選定し、訓練を行うことで、要請に応じて迅速に派遣できる体制を整備している。同要員は、現地と日本の間及び現地部隊間の通信回線を設定するなどの通信対策を担当している。

23年2月に発生したニュージーランド南島クライストチャーチ市付近における地震に際しては、同要員4名が国際緊急援助隊救助チームの隊員として派遣され、通信資機材を設置・運用し、被災地における捜索・救助活動に貢献した。



注：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

## 4 留置施設の管理運営

### (1) 留置施設の管理運営

平成24年4月1日現在、留置施設は全国で1,226施設設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進して、適正な留置業務の運営を徹底している。

図6-7 適正な留置業務の運営

**人権に配慮した適正な処遇**

- ・健康診断の実施(月2回)
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け
- ・健康に配慮した適切な食事

**女性被留置者の適正な処遇**

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置施設の設置
- (処遇全般を女性警察官が担当)

**外国人被留置者の適正な処遇**

- ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備
- ・外国文化に配慮した食事

**留置施設内設備の改善・整備**

- ・被留置者のプライバシーを保護するため、居室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮蔽板を設置
- ・留置施設内に冷暖房装置を設置



健康診断の状況  
(被留置者は模擬)



留置施設における食事の例  
(昼食)



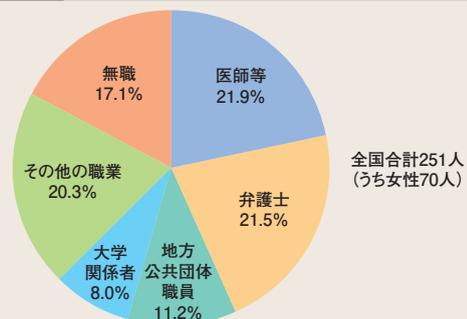
女性専用留置施設

また、警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。さらに、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)が、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の10人以内の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者(警察署長等)に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。



留置施設視察委員会による視察の状況

図6-8 留置施設視察委員会委員の職業別割合(平成24年1月1日現在)



## (2) 被留置者の収容状況

平成23年中の被留置者の年間延べ人員は約374万人（1日平均約1万人）と、前年より約34万人（8.3%）減少した。

図6-9 被留置者延べ人員の推移（平成14～23年）



警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備し、収容力の確保を図っている。また、拘置所等刑事施設に対し、早期の移送を要請している。

この結果、収容率<sup>(注1)</sup>は低下しつつあるが、一部地域では、依然として過剰収容状況<sup>(注2)</sup>にあることから、引き続き、これらの取組を推進していくこととしている。



留置施設内の状況

図6-10 収容基準人員（全国）と収容率の推移（平成15～24年）



注：収容基準人員については各年4月1日現在の数値であり、収容率については年間平均値である。

注1：留置施設の定員数（収容基準人員）に対する被留置者の割合

注2：留置施設では、少年と成人、女性と男性と一緒に留置できないなどの制約があることから、収容率が7割から8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達するのが通例である。

## 5 管区警察局・皇宮警察本部の活動

### (1) 管区警察局の活動

#### ① 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

#### ② 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

##### ア 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として強化され、各管区警察局に総務監察部<sup>(注1)</sup>を設置し、管内内の府県警察に対する監察を実施している。23年度中、各管区警察局は2,082回の監察を実施した。

##### イ 広域調整

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

##### ウ 大規模災害への対応

大規模災害<sup>(注2)</sup>の発生時等には、被災情報の収集・分析に当たるとともに、機動警察通信隊や広域緊急援助隊の派遣に関する調整を行っている。

##### エ 警察の情報通信

管区警察局情報通信部及び府県情報通信部<sup>(注3)</sup>では、警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。また、管区警察局情報通信部にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設け、サイバーテロの未然防止や被害拡大防止に係る活動を行っている。

##### オ サイバー犯罪の捜査の支援

サイバー犯罪に対処するため、府県警察の行う捜索差押え、検証等の現場に臨場して、記録媒体内部の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

図6-11 管区警察局の管轄区域

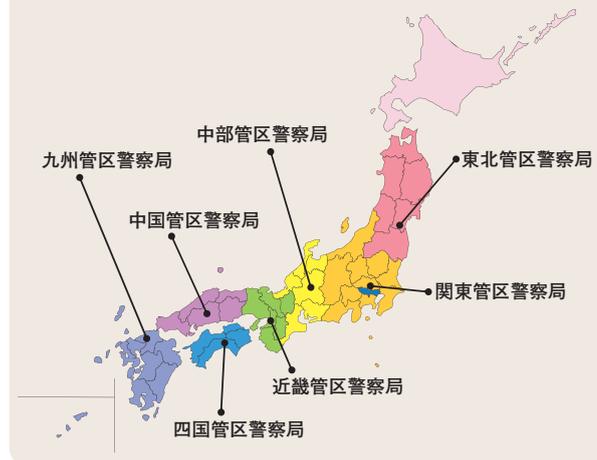
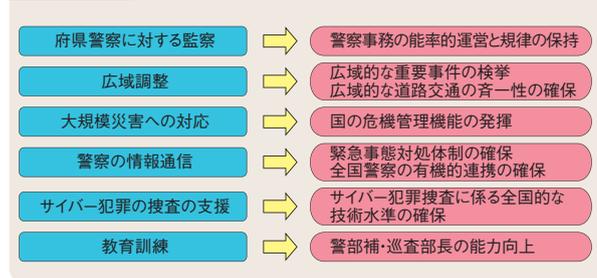


図6-12 管区警察局の主な業務と果たしている役割



### 事例 Case

海外動画配信サイトを利用したテレビドラマ違法配信による著作権違反（公衆送信権侵害）事件及びわいせつ凶画公然陳列事件において、関東管区警察局情報通信部及び同局群馬県情報通信部は、群馬県警察への技術支援を行い、ハードディスク17台等の押収品を解析し、犯罪を立証する上で重要な証拠資料を収集した。

注1：関東管区警察局は監察部を、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

注2：震度6弱以上（東京都23区内にあっては震度5強以上）の地震その他の大規模な災害

注3：管区警察局の管轄外にある東京都及び北海道については東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

## カ 教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

### (2) 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置される皇宮警察本部は、天皇及び皇族の護衛、皇居及び御所の警備等をつかさどっている。

#### ① 天皇及び皇族の護衛

天皇陛下及び皇族方の御身の安全を確保するため、護衛を担当する側衛官<sup>(注1)</sup>が、皇居や御所内はもとより、国内外において常に直近で護衛に当たっている。

平成23年中は、6月に国際親善のため皇太子殿下がドイツを御訪問された際などに、海外に側衛官を派遣し、御身の安全を確保した。

#### ② 皇居、御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等における安全を確保するため、1都1府4県<sup>(注2)</sup>において警戒警備活動を行っている。



新年一般参賀に伴う護衛警備実施

図6-13 皇宮警察本部の勤務地



表6-2 平成23年に護衛警備を実施した主な行事

1月2日	新年一般参賀
10月13日	秋の園遊会
11月16日	ブータン国王の皇居参内
12月23日	天皇誕生日一般参賀

#### ③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使・公使の皇居参内に際して、騎馬又はサイドカーで護衛に当たっている。



信任状捧呈式に伴う特命全権大使の護衛

注1：皇宮護衛官のうち護衛を担当する者

2：栃木県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府及び奈良県

## 6 シンクタンクの活動

### (1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

#### ① フォーラム等の開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラム等を開催している。

表6-3 フォーラム等の開催状況（平成23年度）

開催月	フォーラム等のテーマ	基調講演者
23年8月	犯罪抑止政策の総合的展開 ～日本の教訓～	大学教授等
11月	反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策	独政府幹部等
12月	性犯罪者の再犯防止を考える	英政府幹部等
24年2月	持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ	英大学教授等

#### 事例 Case

平成23年8月、神戸市で開催された「国際犯罪学会第16回世界大会」において、警察政策学会との共催により、「犯罪抑止政策の総合的展開 ～日本の教訓～」をテーマとするシンポジウムを開催した。大学教授、警察庁職員等がパネリストとして参加し、活発に意見交換した。



フォーラムの開催

#### ② 大学関係者との共同研究活動の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。最近の研究活動として、慶應義塾大学大学院法学研究科との諸外国のテロ対策法制等に関する共同研究、早稲田大学社会安全政策研究所との少年非行・被害防止及び外国人犯罪に関する共同研究等がある。

#### ③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部等の大学・大学院に職員を講師として派遣するとともに、特別講義を行っている。



大学・大学院における講義の実施

#### ④ 警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察大学治安政策研究所及びフランス高等治安・司法研究所との間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。



警察に関する国際的な学術交流

#### 事例 Case 1

23年3月、カナダ・オンタリオ州トロントで開催された刑事司法科学アカデミー2011年年次会合に参加して、犯罪対策の動向等について各国の刑事司法分野の研究者及び実務家と意見交換を行った。

#### 事例 Case 2

23年11月、米国・ワシントンD.C.で開催された第63回米国犯罪学会に参加して、インターネット上での音声通信を可能とする技術を利用した新たな犯罪現象について発表を行った。

## (2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、情報通信システムに関する技術、暗号技術等、警察活動に関わる情報通信技術について研究しており、その成果は情報通信システムの整備や情報通信技術を悪用した犯罪対策に活用されている。

### 研究例 1

Case

#### 警察情報管理システムの高度化に関する研究

警察情報管理システムでは、指掌紋、自動車ナンバーの照合にパターン認識技術を応用しているところ、3番目の認識技術として顔画像自動識別技術の応用に向け、現在の識別精度が実用化の領域に達しているかを確認するとともに、対照画像の撮影角度、画質等の識別精度の低下を招く要因等についての調査研究を行っている。

### 研究例 2

Case

#### 携帯電話を始めとした電子機器の解析に関する研究

携帯電話を始めとした電子機器に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査上極めて有効な資料となり得ることから、これらの抽出、可視化及び可読化についての技術の研究を行っている。



電子機器の解析の様子

## (3) 科学警察研究所

生物学、医学、心理学等の専門的知識・技術を有する研究員が、科学捜査、犯罪防止、交通事故防止等についての研究及び開発を行っている。また、各都道府県警察からの依頼により、事件、事故等に係る鑑定や検査を実施している。

### 研究例 1

Case

#### 一塩基多型 (SNPs) 分析による生体資料からの異同識別検査法の研究

現在、全国の科学捜査研究所では、DNA中の塩基配列の繰り返し部位を検査する方法を用いて、個人を識別しているが、毛髪や骨といったDNAの分解が進みやすい資料からこれを検出するのは困難である。そこで、分解が進んだDNAからでも検出しやすい一塩基多型 (SNPs) と呼ばれる部位を指標とした新たな個人識別法の研究開発を行った。さらに、一塩基多型部位の検査では困難とされてきた複数人が混在する資料の識別方法についての研究を進めている。



塩基配列分析装置  
多数の塩基配列を高速に分析することにより、一塩基多型部位の探索や確認を行う装置

### 研究例 2

Case

#### 取調べ手法に関する研究

被疑者、被害者等に対する面接手法に関する行動科学的研究では、それぞれの面接において実証的で有用な手法を明らかにすることを目的としている。特に、被疑者に対する取調べについては、その高度化に資するため、質問紙調査、面接調査及び実験の方法を用いて、日本の法体系や文化に適した取調べの手法や、被疑者から供述を得るために効果的な質問方法、取調べを行う環境の在り方、配慮を要する被疑者への対応方法等に関する研究を行っている。



取調べの模擬実験の様子

# 第2節

# 国民の信頼に応える警察

## 1 適正な警察活動

### (1) 警察改革への取組

国家公安委員会・警察庁は、平成12年に策定した「警察改革要綱」及び17年に取りまとめた「警察改革の持続的断行について」と題する指針に基づき、警察改革の精神の下、治安再生に取り組んできた。

特に、22年は「警察改革要綱」の策定から10年の節目の年であったことから、国家公安委員会・警察庁において、その推進状況について政策評価を実施し、総合評価書を取りまとめた。

総合評価書において、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価される一方、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方は将来においても堅持されるべきものであることや、依然として不祥事案の発生が後を絶たないこと等が指摘されており、警察としては、日常的に推進する施策の中で個々の施策の更なる定着化・深化を図ってきた。

図6-14 警察改革への取組

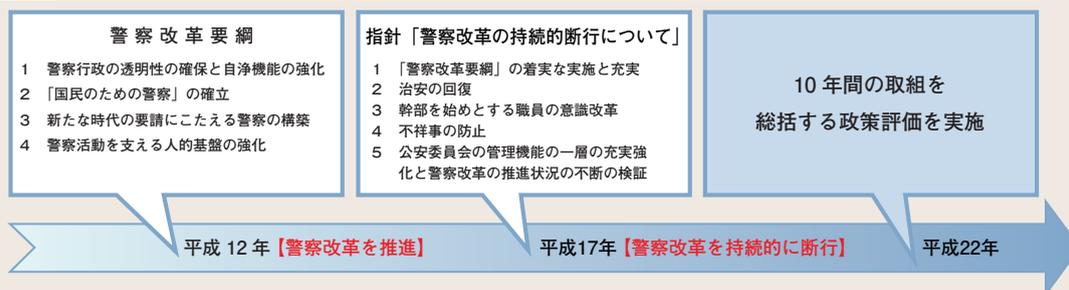
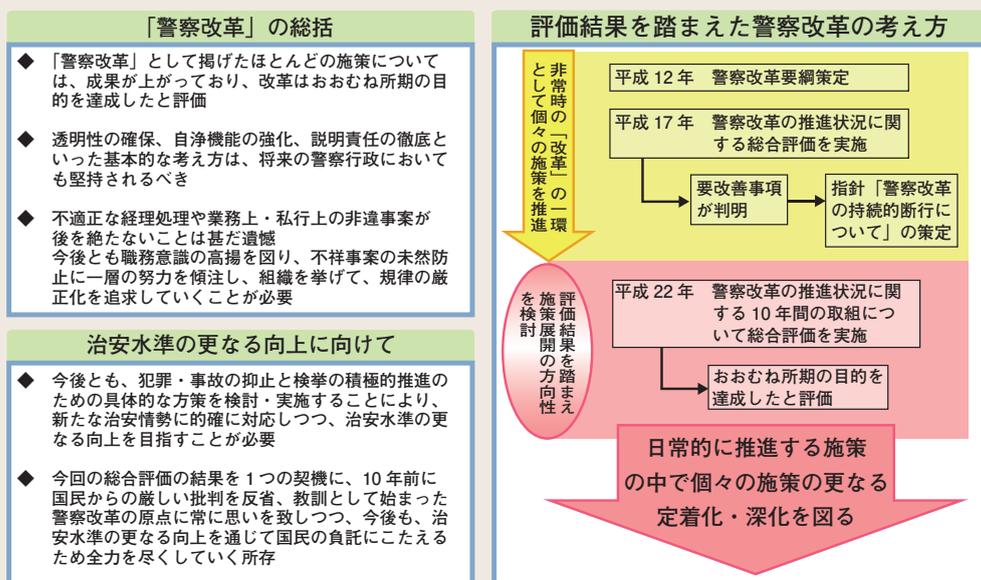


図6-15 「警察改革の推進」に係る総合評価の結果



しかし、最近においても、長崎県西海市における殺人事件に係る対応等警察に対する信用を失墜させる不祥事案が発生しており、警察では、警察改革の精神の再徹底を図るための取組を進めているところである。

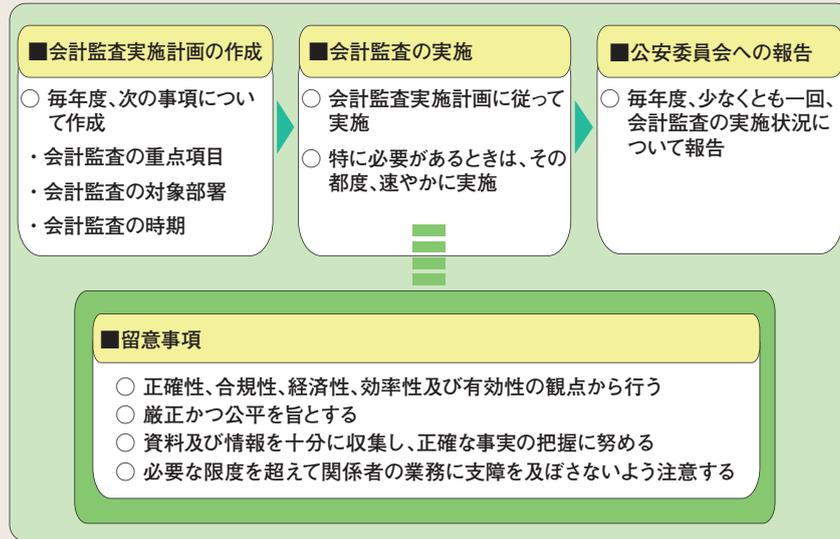
## (2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

### ① 警察が行う会計監査等

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、より適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

図6-16 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）



平成23年度に警察庁が実施した監査では、捜査費、旅費及び契約に係る予算の執行状況を重点的に監査することとし、捜査費の執行に直接携わった捜査員2,949人を含む6,789人に対して聞き取りを実施するなどした。その結果、捜査員が捜査諸雑費を支出した際、金額を誤って計上、精算していたことが認められたことから、差額分を追加支給又は返還すること（7部署）<sup>(注1)</sup>、旅費の支給漏れ又は過払いが認められたことから、差額分を追加支給又は返還すること（20部署）<sup>(注2)</sup>などについて、改善を指示した。また、捜査費関係文書の適切さを欠く取扱い、不適切な支出手続等について、必要な改善措置を講ずるよう、関係部署を指導した。



監査における書面点検の状況

24年度については、23年度の会計監査実施結果を踏まえつつ、引き続き厳正な監査を行うこととしている。

### ② 会計に関する職員教育

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を修得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する職員教育を徹底している。また、それに必要な捜査費等の経理に関する各種の解説資料を作成し、配布している。

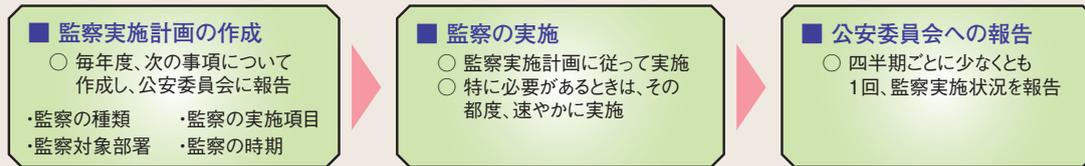
注1：警察庁内部部局、6 都道府県警察（北海道、山形、警視庁、長野、大阪及び島根）

2：皇宮警察本部、四国管区警察局、東北管区警察学校、8 県警察（山形、栃木、新潟、石川、愛媛、熊本、宮崎及び鹿児島）、8 道県情報通信部（北海道、埼玉、千葉、石川、岐阜、兵庫、広島及び沖縄）、釧路方面情報通信部

### (3) 監察

警察では、警察内部の自浄能力を高めるため、都道府県警察で監察を掌理する首席監察官を全て国家公安委員会が任命する地方警務官としているほか、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、能率的な運営及び規律の保持のため、厳正な監察を実施している。警察庁、管区警察局等は、警察改革要綱が策定された平成12年度から監察実施回数を増加させており、12年度は年度内約600回であったところ、14年度以降は1,400回、21年度以降は2,000回を超える監察を実施している。

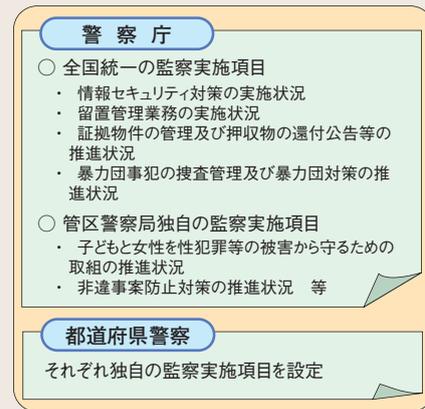
図6-17 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



23年度は、図6-18のとおり、監察実施項目を定め、業務及びサービスの両面において監察を行った。同年度中、警察庁及び管区警察局においては、都道府県警察等に対し、2,309回の監察を実施している。また、都道府県警察においては、年1回以上ほぼ全ての警察署に対し監察を実施している。

なお、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができ、これまで、神奈川県公安委員会（13年4月）及び奈良県公安委員会（同年7月）が警察職員による不祥事案の発生に際して各県警察に対し監察の指示を行ったほか、予算執行に関する不適正事案の発生に際して、北海道公安委員会（16年3月）及び福岡県公安委員会（同年4月）が、各道県警察に対し監察の指示を行った。

図6-18 平成23年度の監察実施計画

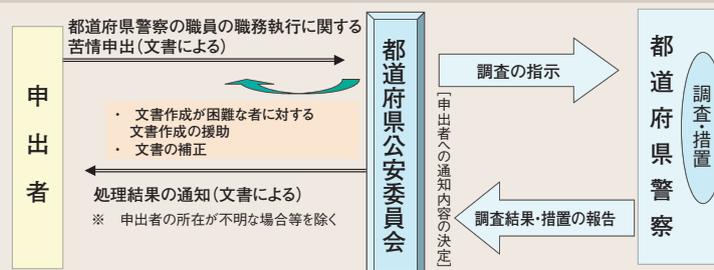


### (4) 苦情の適正な処理

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる。

なお、警察本部長や警察署長宛てに申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、これに準じた取扱いがなされている。

図6-19 苦情申出制度の概要



## (5) 情報管理の徹底

### ① 情報セキュリティ対策の推進

警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する大量の個人情報のほか、多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー（警察情報セキュリティに関する規範の体系）を策定するなどして、情報の流出等への対策を進めている。

具体的には、警察庁職員及び都道府県警察に対し、捜査資料等の不必要な複製及び持ち出しの禁止や不必要な情報の廃棄・消去等、情報の組織的管理の徹底について指示するとともに、情報管理に係る職員の責務等について浸透を図っている。

また、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした監査を継続的に実施しているほか、個人所有のコンピュータ等の公務使用を禁止

するなど、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を推進している。

特に、外部記録媒体からの情報流出を防止するため、個人所有の外部記録媒体の利用を技術的に禁止する機能や外部記録媒体に書き込む情報を自動的に暗号化する機能を導入するとともに、外部記録媒体を用いずに情報を共有することが可能となるファイルサーバ<sup>(注)</sup>の整備・拡充やシステムにおける利用状況を分析できる証跡の取得の強化を引き続き推進することとしている。

### ② 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案

平成22年10月、国際テロ対策に係るデータ114点がインターネット上に掲出された。本件データは、ファイル共有ソフト「ウィニー（Winny）」ネットワーク上への掲出等の複数の方法によりインターネット上に掲出され、また、掲出に当たっては、国内外の複数のサーバが使用された事実等が確認された。

同年12月、国家公安委員会から、本件に対する捜査及び調査の徹底、個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置、情報保全の徹底・強化の3点について指示が行われた。本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められ、このようなデータがインターネット上に掲出されたことにより、不安や迷惑を感じる方々が現にいるという事態に立ち至ったことは極めて遺憾である。

警察では、引き続き、個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置、関係国等への協力要請を含む捜査、調査に組織の総力を挙げて取り組み、事実を究明することとしている。

情報保全の徹底・強化については、今回の事案を踏まえ、警察庁において情報保全の徹底・強化のための方策について全国警察に指示し、随時その取組状況を検証している。

図6-20 情報管理の徹底に向けた各種対策



注：自らの記録装置に保存された情報をネットワーク上のほかのコンピュータと共有することができるサーバ

## 2 国民に開かれた警察活動

### (1) 警察署協議会

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握しなければならない。また、その活動が成果を上げるためには、住民の理解と協力を得ることが不可欠である。

そのため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成24年6月1日現在、1,171署に協議会が設置され、総委員数は10,575人である。



警察署協議会の開催状況

図6-21 警察署協議会の役割



図6-22 委員の分野別構成 (平成24年6月1日現在)

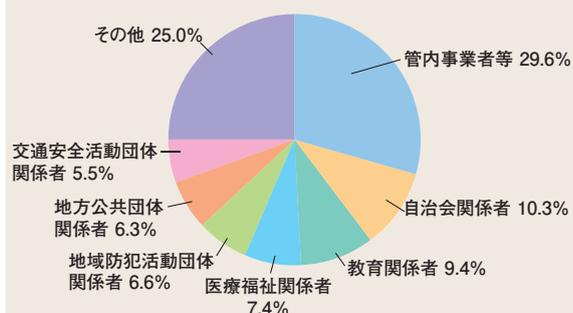
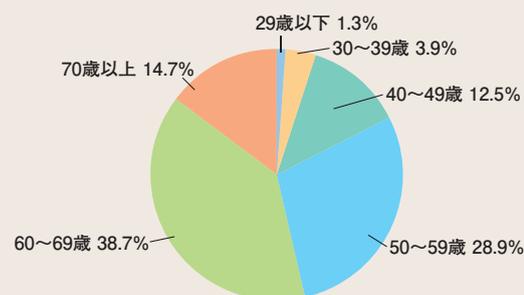


図6-23 委員の年齢別構成 (平成24年6月1日現在)



### 事例 Case

千葉県九十九里沿岸地域で多発していた車上ねらいについて、東金警察署協議会において対策を検討したところ、委員から「地域住民によるパトロールを実施したらどうか」という提言がなされた。これを受けてボランティアによる九十九里沿岸パトロール隊が結成され、被害が発生しやすい無人駐車場を中心に、警察署と連携してパトロールを実施したところ、車上ねらいの被害は減少した。



九十九里沿岸パトロール隊による活動の様子

## (2) 情報公開

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成23年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は表6-4のとおりである。

表6-4 平成23年度中の開示請求等の件数（情報公開）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	26	1	1	23
警察庁	318	116	115	36

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定が行われなかったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。



警察庁の情報公開・個人情報保護室

## (3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

平成23年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表6-5のとおりである。

表6-5 平成23年度中の開示請求等の件数（個人情報保護）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	1	0	0	1
警察庁	29	6	13	9

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定を行わなかったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

## (4) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、3年ごとに策定する「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している（注）。

図6-24 政策評価の流れ

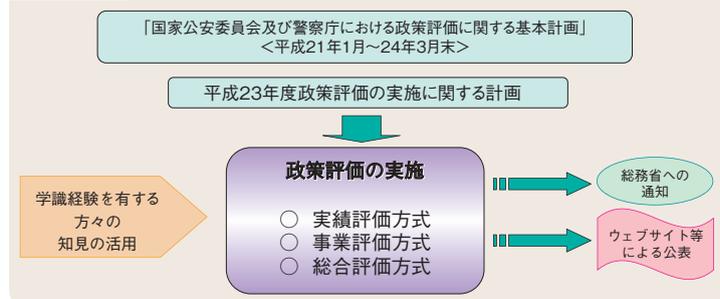


表6-6 平成23年度中の政策評価実施状況

実績評価	23年7月	29の業績目標について、「平成22年度実績評価書」を作成・公表
事業評価	23年9月	「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」を作成・公表
	24年2月	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律により新設される規制に係る事前評価書」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律により新設される規制に係る事前評価書」を作成・公表
総合評価	24年3月	「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」、「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により新設された規制」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令により新設された規制」及び「事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により新設された規制」を作成・公表
	24年3月	「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」を作成・公表
その他	23年6月、24年2月	学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

注：警察庁ウェブサイト（[http://www.npa.go.jp/seisaku\\_hyoka/index.htm](http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm)）に記載

## 3 警察における犯罪被害者支援

### (1) 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では次のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、捜査員以外の職員が犯罪被害者への付添い、刑事手続の説明等、事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度<sup>(注)</sup>が導入されている。

図6-25 犯罪被害者支援に係る基本施策

#### 犯罪被害者に対する情報提供等

- ・「被害者の手引」<sup>(※1)</sup>の作成・配布
- ・被害者連絡の実施<sup>(※2)</sup>
- ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動<sup>(※3)</sup>

#### 捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減

- ・被害者用事情聴取室の整備（応接セットの設置、照明・内装の改善等）
- ・被害者支援用車両（カーテン等で窓ガラスを遮へいするなど、犯罪被害者の心情に配慮した内装）の活用

#### 相談・カウンセリング体制の整備

- ・被害者相談電話（「#（シャープ）9110番」等）の開設
- ・被害相談窓口の設置
- ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置
- ・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保

#### 犯罪被害者の安全の確保

- ・再被害防止措置の実施（パトロールの強化、被害者訪問等）
- ・緊急通報装置の被害者宅等への整備

#### 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動

- ・リーフレット、ポスター等の作成・配布
- ・全国犯罪被害者支援フォーラム等の各種行事への支援
- ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ※1：刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載したパンフレット  
2：犯罪被害者の意向等状況に応じ、犯罪被害者等に対し捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡している。  
3：犯罪被害者の再被害防止や不安感解消を目的としている。



被害者支援用車両内の様子(被害者は模擬)



警察職員による相談(被害者は模擬)



警察職員による病院への付添い(被害者は模擬)

## コラム ③ 犯罪被害者支援要綱

犯罪被害者等基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が平成17年に閣議決定され、22年度末に計画期間が満了したため、23年4月1日から27年度末までの5か年を計画期間とした第2次犯罪被害者等基本計画（以下「第2次基本計画」という）が閣議決定された。

第2次基本計画には警察関係施策として56施策（再掲を含み64施策）が盛り込まれたことから、警察庁では第2次基本計画の策定を機に27年度末までの5年間に推進すべき施策の具体的推進要領を示すため、8年に制定した被害者対策要綱を見直し、第2次基本計画に盛り込まれた警察関係施策の推進要領を中心として、警察独自の施策の推進要領を加え、23年7月、新たに「犯罪被害者支援要綱」を制定した。各都道府県警察においても、この要綱に従い、犯罪被害者支援の充実に向けて取り組んでいる。

注：平成23年末現在の要員総数32,403人

## (2) 被害者支援連絡協議会の活動

犯罪被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が全都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした犯罪被害者支援のための連携の枠組みが各地に構築され、よりきめ細かな犯罪被害者支援が行われている。

## (3) 民間の被害者支援団体との連携

全国被害者支援ネットワークに加盟する民間の被害者支援団体は、平成24年4月1日現在全都道府県に設立されている。これらの団体は、電話又は面接による相談、裁判所へ赴く際の付添い等の直接支援、相談員の養成及び研修、自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等を行っており、警察では、団体の設立・運営を支援している。また、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、同日現在、全国で40団体が指定されている。

## (4) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月に開始して以来、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

図6-26 犯罪被害者等給付金

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
支給額(最高額～最低額) 2,964万5千円～320万円	支給額(最高額～最低額) 3,974万4千円～18万円	上限額 120万円
※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給	※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、法令に定める程度のもの(障害等級:第1級～第14級)	※ 重傷病(加療1か月以上かつ3日以上入院(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状))になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給

表6-7 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	累計
申請に係る犯罪被害者数(人) (申請者数(人))		6,969 (10,134)	589 (719)	585 (718)	652 (810)	8,795 (12,381)
裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		6,550 (9,749)	566 (687)	563 (673)	715 (896)	8,394 (12,005)
支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		6,178 (9,258)	538 (656)	534 (641)	663 (835)	7,913 (11,390)
不支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		372 (491)	28 (31)	29 (32)	52 (61)	481 (615)
裁定金額(百万円)		20,045	1,277	1,311	2,065	24,698

図6-27 犯罪被害給付制度の歩み

昭和56年	・犯罪被害給付制度開始
平成13年	・障害給付金の支給対象となる障害等級の拡大（1級～4級を1級～14級に拡大） ・重傷病給付金の新設
18年	・重傷病給付金の支給要件緩和、支給対象期間の拡大 ・親族間犯罪における支給制限の緩和
20年	・休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算 ・重度後遺障害者（障害等級1級～3級）に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ
21年	・配偶者からの暴力等の被害者に対する救済の強化

### （5）被害者の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者には異なった特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故事件の被害者、配偶者からの暴力事案の被害者（99頁参照）、ストーカー事案の被害者（98頁参照）、少年の被害者（97頁参照）、暴力団犯罪被害者（3章参照）等について、犯罪被害者の特性に応じた施策を推進している。

図6-28 被害者の特性に応じた施策の例

性犯罪被害者	交通事故事件の被害者
<p>性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>相談体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談専用電話（「性犯罪110番」等）の開設及び相談室の設置</li> </ul> </li> <li>○ <b>捜査体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪捜査指導官等の設置及び女性警察官の性犯罪捜査員への指定</li> <li>・女性専門捜査官の育成及び男性警察官に対する教育・研修の充実</li> <li>・性犯罪捜査証拠採取セット（証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を証拠として預かる際の着替え等一式）の整備</li> </ul> </li> <li>○ <b>経済的な支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害後の検査費用や緊急避妊に要する経費等の支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>発生件数が多く、誰もが被害者となり得る交通事故事件の特性を踏まえ、被害者の心情に配慮した適切な対応に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>制度に関する情報の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の交通安全活動推進センターと連携し、被害者からの相談に応じ、保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等について教示</li> </ul> </li> <li>○ <b>加害者に関する情報の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等からの問い合わせに応じ、死亡事故等の一定の交通事故事件については、加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日及び行政処分の結果について教示</li> </ul> </li> <li>○ <b>被害者の心情に関する運転免許保有者の理解の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等が出演するビデオ等又は被害者等の手記を停止処分者講習等で活用</li> <li>・停止処分者講習等における被害者等の講話を実施</li> </ul> </li> </ul>

## コラム ④ 性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証結果

平成22年度のモデル事業として、警察庁及び愛知県警察は性犯罪被害者の精神的負担の軽減及び性犯罪の潜在化防止を図るため、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング等の各種支援や迅速な事情聴取、証拠資料の採取等の捜査を一つの場所で一度に行うワンストップ支援センターとして性犯罪被害者対応拠点「ハートフルステーション・あいち」を設置したが、同事業について有識者を含めた検証部会を設置して、検証を実施した。

利用者からは「知り合いに勧められて来たが、診察やカウンセリングを受けることができて安心した」との声が寄せられるなど、性犯罪被害者の負担軽減に一定の効果があった。また、22年7月の開所から23年3月までのモデル事業実施期間中に、来所・電話合計100件の相談を受け付けたが、この相談が端緒となり警察が事件を認知したケースが8件あるほか、誰にも相談できずに悩んでいた被害者がカウンセリングや治療を受けるなど、性犯罪被害者の潜在化防止という観点からも一定の効果があった。一方、施設・設備、医師・民間支援員等の体制の確保のための財政的基盤の確立、医師等に対する研修・啓発活動の必要性といった拠点運営上の課題も明らかになった。

「ハートフルステーション・あいち」は継続して運営され、徐々に活動が定着しつつあり、警察は、その活動状況等も踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組むこととしている。

## 4 総合的な治安対策

### (1) 警察の従来取組

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて7年連続で戦後最多の記録を更新し続けた。警察庁では、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、15年8月、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表するとともに、同プログラムを補完・加速化し、治安再生への道筋を確実なものとするため、18年8月、「治安再生に向けた7つの重点」を策定・公表し、これらに盛り込まれた施策を推進してきた。

### (2) 犯罪対策閣僚会議の取組

#### ① 犯罪対策閣僚会議の開催

治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では平成15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同年12月には、同会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下「旧行動計画」という。）が策定された。

#### ② 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の策定

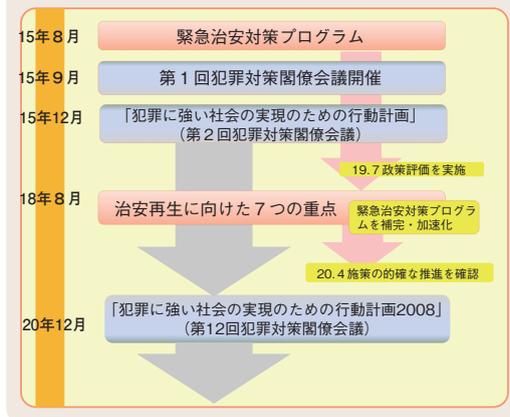
旧行動計画策定後5年間の取組により、治安状況は着実に改善しつつあったものの、客観的な治安状況は刑法犯認知件数が140万件前後で推移していた戦後の安定期には依然として及ばず、また、振り込め詐欺の多発、凶悪な事件の相次ぐ発生等により、国民の体感治安は依然として改善していなかった。そこで、政府では、20年12月に開催された第12回犯罪対策閣僚会議において、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（以下「新行動計画」という。）を策定した。

#### ③ 新行動計画の内容

新行動計画は、犯罪対策の推進に関する政府の基本的な考え方を示した前文と、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した7つの重点課題ごとに取りまとめられた総計172項目（重複項目を含む。）の個別施策から成っている。新行動計画は、計画策定後5年間をめどに犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を目指して各施策を着実に実施していくこととしている。

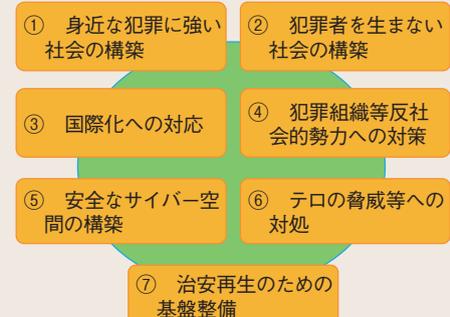
警察では、関係機関・団体等と連携し、新行動計画に基づく取組を強力に推進している。

図6-29 犯罪対策閣僚会議と警察の取組



第18回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

図6-30 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」における7つの重点課題



## 5 国際社会における日本警察の活動

### (1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

犯罪のグローバル化に対し、警察庁では、国際会議への参加、二国間協議の推進等により、協力関係を強化している。

#### ① アジア諸国等との連携

東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する「ASEAN+3 国際犯罪閣僚会議」が平成16年から開催されている。23年10月には、インドネシアにおいて第5回会議が開催され、我が国から国家公安委員会委員長が出席し、サイバー犯罪対策における国際連携の必要性、我が国の犯罪インフラ対策等について発言した。



第5回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議

また、東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として結成されたASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）に、我が国は中国、韓国等と共に参加している。23年5・6月には、ラオスにおいて第31回会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、東アジア地域の警察機関の連携・協力の重要性、テロ情報の共有の重要性等について発言した。

#### ② G8各国との連携

23年3月及び10月にはフランスにおいて、また、24年2月には米国において、G8ローマ/リヨン・グループ会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。

#### ③ 二国間の連携

警察では、我が国との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で協議を行い、必要に応じて警察当局間協力に関する文書を作成するなどして協力関係を深めている。24年2月には東京都において、韓国警察庁との間で第2回日韓警察協議を開催した。

また、国家公安委員会委員長が、バーレーン（23年1月）、韓国（同年7月）、カンボジア（同年9月）、香港（同年11月）等各国の治安問題等を担当する閣僚と会談を行い、各国治安機関との協力関係を強化した。

#### ④ 治安に関係する国際約束の締結による協力の確保

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。

また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものである。これまでに米国及び韓国との間で締結している。

### (2) 国際協力の推進

#### ① 海外の警察に対する支援

警察では、我が国の警察の特性をいかし、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた知識・技術の移転による海外の警察に対する支援を行っている。

### ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

警察庁では、平成13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施するとともに、職員を全体の統括責任者である国家警察長官政策アドバイザー兼プログラム・マネージャーとして派遣している。このプログラムの中核事業である市民警察活動促進プロジェクトは、メトロ・ブカシ警察署及びブカシ県警察署をモデル警察署として、交番制度、犯罪鑑識、通信指令システム等に関する支援の成果を全国に波及させることを目的としている。

### イ フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム

20年以降、フィリピン国家警察に対しては、犯罪対策能力向上プログラムを実施しており、職員を国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーとして派遣している。

### ウ 専門家の派遣

上記事例のほか、23年には、トルコ警察が同国内で実施しているアフガニスタン警察官に対する訓練に柔道講師を派遣して指導を行ったほか、東ティモールに専門家を派遣してコミュニティ・ポーリングの推進に係る助言・指導を行った。

また、マレーシア、ブラジル等に専門家を派遣して交番制度、犯罪鑑識、交通警察等の分野で知識・技術の移転を図っている。23年中には、上記事例も含め、24人の専門家を派遣し、派遣者数は、継続派遣中の者と合わせ36人となった。

### エ 研修生の受入れ

警察では、警察運営、交番制度、犯罪鑑識等の分野における知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、研修員の受入れ体制を整備し、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。23年中には、19回の研修で185人の研修員を受け入れた。

### ② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の一員として国際緊急援助活動を行っている。

23年2月のニュージーランド南島クライストチャーチ市付近における地震に際しては、ニュージーランド政府から要請を受け、国際緊急援助隊救助チーム要員として捜索・救助活動等に当たる警察職員38人のほか、専門家チーム要員として被災者の身元確認作業（DVI）に当たる警察職員5人を派遣した。



インドネシア国家警察幹部と協議中の専門家



フィリピン国家警察において指紋の採取技術を指導中の専門家



トルコ国内での訓練に参加したアフガニスタン警察官に対して柔道を指導中の専門家



東ティモール警察におけるセミナーの様子

# 警察活動の最前線



コノハけいぶ

## 被害者支援への想い

愛知県一宮警察署警務課

杉本 正樹 警部補

「遺体をきれいにしてください、本当にありがとうございました」  
これは、殺人事件の御遺族から頂いた言葉です。私たちは、無残な姿となった御遺体を少しでもきれいに化粧をし、お気に入りだった洋服に着替えてもらいたいという気持ちから、葬儀会社と調整したに過ぎません。  
この御遺族は、事件後何か月も経ってから「(殺された家族の)〇〇の所に行こうかな」と自殺をはのめかしたり、「凶器を持って犯人の所へ面会に行ったら、犯人をやれるかな」と、犯人への尽きることのない憎しみを、私に突然こぼす時があります。  
私にできることは、事件現場周辺をきれいに掃除して、お供え物をしたり、御遺族のお話を聞いて、事件情報等を可能な限り伝えることしかありません。



それでも、この御遺族から「私たち家族の心の支えになってくださり、本当に感謝しています」とお礼を言っていた時には、微力ながらも御遺族のお力になれたのかもしれないと思いました。  
御遺族からのお話を静かに聴いているだけでは、その人と向き合っておらず、逃げているように感じてしまいます。そこで私は、可能な限り、自分の思いを自分の言葉で伝えるように心掛けています。  
被害者の方々が少しでも笑顔を取り戻し、安心して日常生活を過ごせるように、多くの方に被害者支援活動に関心を持っていただけることを願っています。



ももくん

## 「人」を相手にする仕事に就いて

岡山県警察本部警務部留置管理課

西山 勝男 警部補

私は警察本部留置施設の当務班長として勤務しております。  
通算7年間の留置施設勤務では、担当官に不当な要求を行う者、病人、自殺企図者等、様々な被留置者の処遇等に携わりましたが、被留置者が移送等される時、全員が口にする「お世話になりました」という言葉を耳にする度に「私が相手をしているのは、被疑者ではあっても血の通った人間である」ということを実感します。  
人間相手の仕事というのは難しい仕事です。すぐに嘘をつく者もいれば、素直な者もいる。短気な人間もいれば、我慢強い人間もいる。「こうすれば正解」というマニュアルよりも、一人一人の人間を理解しようとするのが大切です。



特に、緊急手術が必要な病気にかかっていた被留置者の処遇に当たった際は、被留置者の日常の訴えに耳を傾ける必要性を痛感しました。「腹が痛い」と嘘をつく者もたくさんいますが、この時の被留置者はめったに不満を言わない者だと知っていたため「これは嘘ではない」と気づき、素早い対応ができたのです。  
私たちの業務は拘禁者心理を理解しつつ、逃走、罪証隠滅、自殺等を防止し、留置施設内の規律と秩序の維持を図ることであることから、被留置者の処遇には十分注意するとともに、厳しい中にも思いやりを持って接するように心掛けています。

注：掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。